

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための再度の臨時休業について(依頼)

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、現在、本県は、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっている「感染確認地域」にあると考えられています。このため、本日、県内の多くの小中学校で、新入学生を迎える新しい年度をスタートさせることができたところです。

しかしその一方で、本県におきましては、日々、一定数の新たな感染者が確認されていることや、4月当初は帰省・入社・転居等に伴う人の往来が重なり感染リスクが高い時期であること等を踏まえ、学校における感染拡大の防止を最優先に考える必要があります。

こうした状況にあって、高知県教育委員会では、感染事例が見られる地域にある県立学校において、生徒の安全確保や感染予防のため再度の臨時休業を緊急に決定し、別添(写)のとおり通知いたしました。

つきましては、下記の保健所管轄区域(嶺北地域を除く)にある市町村教育委員会におかれましては、県立学校と同様に4月13日(月)から24日(金)の臨時休業の措置について、検討いただきますようお願いいたします。

なお、県立学校では4月8日(水)から10日(金)の3日間については、臨時休業期間中の自宅学習の課題等の指導や、生活指導等に充てる準備期間としており、この間の出欠の取扱いについては、令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡に基づいて、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない等、柔軟な対応を行うようにしています。各市町村教育委員会におかれましても、取扱いについては十分にご配慮ください。

また、下記以外の市町村(学校組合)教育委員会におかれましても、地域の状況を勘案して適切な判断をするとともに、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

臨時休業対象の保健所管轄区域

保健所名	管轄区域(市町村名)
中央東福祉保健所	南国市・香南市・香美市(※本山町・大豊町・土佐町・大川村は除く)
幡多福祉保健所	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村
高知市保健所	高知市

【問い合わせ】高知県教育委員会事務局小中学校課

担当 益永・井上

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52 県西庁舎2階

TEL: 088-821-4735 FAX: 088-821-4926

E-mail: mika_masunaga@ken2.pref.kochi.lg.jp



各県立学校長 様

高知県教育長

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業について（通知）

本県におきましては、4月6日時点では一斉臨時休業を選択肢として検討する「感染拡大警戒地域」と判断するには至らないものの、日々、一定数の新たな感染者が確認されていることや、4月当初は帰省・入社・転居等に伴う人の往来が重なり感染リスクが高い時期であること等を踏まえ、学校における感染拡大の防止を最優先に考える必要があります。

このことを受け、高知県教育委員会では、3月27日以降に感染者が確認されている高知市保健所、中央東及び幡多福祉保健所管内に所在する県立学校（嶺北高校を除く）について、令和2年4月13日（月）から2週間、下記のとおり臨時休業としますので通知します。

特別支援学校については、保健所管轄区域によらず県内の全ての本校・分校（7本校、6分校）で臨時休業としますが、保護者が仕事を休めない場合等、やむを得ない事情がある児童生徒等については、学校での新型コロナウイルス感染症に対するリスクもご理解いただいたうえで、各学校で受け入れる方向で対応してください。

また、今後県内の感染者の確認状況によっては、臨時休業の対象校及び期間（短縮を含め）を変更することがありますので、ご留意ください。

なお、臨時休業の対象校以外の学校では、授業や部活動を実施するうえで、教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を参考にして感染症防止対策の徹底をお願いします。

記

1 臨時休業期間・対象校

- ・臨時休業期間 令和2年4月13日（月）～4月24日（金）
- ・臨時休業対象校 保健所管轄区域（高知市、中央東及び幡多福祉保健所）

高等学校 21校 (全・定を含む)	城山高校、山田高校、高知農業高校、高知東工業高校、岡豊高校、高知東高校、高知南高校、高知工業高校、高知追手前高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知北高校、高知西高校、春野高校、大方高校、幡多農業高校、中村高校、西土佐分校、宿毛工業高校、宿毛高校、清水高校
中学校 3校	高知南中学校、高知国際中学校、中村中学校
特別支援学校 13校	すべての本校・分校

- ・ 臨時休業対象校は、臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂（令和2年4月1日付け2文科初第3号文部科学事務次官通知）を参照してください。
- ・ 高等学校の通信制においては、臨時休業の対象から除外しますが、この期間中のスクーリングは実施しないこととします。
- ・ 4月8日（水）から10日（金）の3日間は、臨時休業期間中の自宅学習の課題等の指導や、生活指導等に充てる準備期間とします。また、生徒は可能な範囲で早期に帰宅させるよう対応をお願いします。準備期間の生徒の出欠の取扱いについては、令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡を参照し、柔軟な対応をお願いします。

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

- ① 本県の感染状況が「感染確認地域」であることを踏まえ、臨時休業期間中生徒の学習状況の確認や健康指導等を適切に行う観点から、登校日を1週間に2回まで（2時間程度）設定することも可能とします。その場合には、例えば、生徒を学年に分けるなど分散し登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置をお願いします。
- ② 学校の寄宿舎については、登校日等の設定もあることから、感染防止対策を講じたうえで、生徒が利用できるよう学校の寄宿舎は閉鎖しないこととします。
- ③ 今後、感染者の確認状況によっては、登校日の設定を取りやめる場合もあります。

3 臨時休業対象校の児童生徒への対応

- ① 臨時休業中の児童生徒は自宅学習期間とします。
なお、やむを得ない事情で生徒を登校日以外に登校させる場合は、必ず個別対応とし短時間で実施してください。
- ② 臨時休業の準備期間を活用して、今後の感染拡大を終息させるため、また何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、併せて高校生という若い世代がウイルス感染に関して家族や社会に与える影響等も含めて臨時休業を行うことの意義を伝え、休業期間中の生活行動などについての指導をお願いします。また、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながる行為等がないよう、重ねて指導をお願いします。（この部分については、臨時休業対象校以外の児童生徒へも趣旨をお伝えください。）

4 生徒の部活動等について

臨時休業対象校においては、生徒の部活動や正課外の学習活動は、4月8日(水)から4月26日(日)まで禁止することとします。

また、対象校以外の学校については、令和2年4月2日付け2高保体第9号で通知した内容に留意して実施してください。

【担当】高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)

保健体育課 北村、廣田、池知 (088-821-4928)